

厚生労働省発社援0530第6号  
平成30年5月30日  
第1次改正  
厚生労働省発社援0618第5号  
令和元年6月18日  
第2次改正  
厚生労働省発社援0424第1号  
令和2年4月24日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

#### 自殺対策費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）交付要綱」により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

## 別紙

### 自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）交付要綱

#### （通則）

- 1 自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 労働省 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### （交付の目的）

- 2 この補助金は、自殺対策を行う管内市町村等の支援を行う地域自殺対策推進センターに財政的支援を行い、地域の状況に応じた自殺対策の更なる強化を図ることを目的とする。

#### （交付の対象）

- 3 この補助金は、平成28年5月10日社援発0510第4号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業を交付の対象とする。

#### （交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - （1）次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - （2）（1）により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
地域自殺対策推進センター運営事業費	厚生労働大臣が認めた額	地域自殺対策推進センター運営事業の実施に必要な報償費、報酬、賃金、給料、職員手当等、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃貸料、	1 / 2

		<p>委託料（上記の経費に限る。）</p> <p>なお、既存の会議を活用する場合の経費については、議事に当該事業の内容が含まれていることを確認できるものに限る。</p> <p>また、地域自殺対策推進センターの従事者に対する報償費、報酬、賃金、給料、職員手当等、社会保険料等の経費については、事業実施に係る関係行政機関の「常勤職員」及び「非常勤職員のうち自殺対策専任ではない者」は補助対象外とする。</p>	
--	--	--	--

（交付の条件）

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - （3）事業が予定期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
  - （4）この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類をこの補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を

行う場合には、別紙様式3による変更交付申請書を毎年度12月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6又は7に定める交付申請書が到達した日から起算して、原則として2ヶ月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、翌年度5月31日までに別紙様式4の報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式 1

(元号) 年度

自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業） 調書

厚生労働省所管

(地方公共団体)

国			地方公共団体							備考	
歳出 予算科目	交付 決定の額	補助 率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額		うち国庫 補助金 相当額
(項) 自殺防止対策費 (目) 自殺対策費 補助金											

- (注) 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。  
 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。  
 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。  
 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式2

番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事、指定都市市長 ○ ○ ○ ○ 印

(元号) 年度自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 金 円
- 2 経費所要額調 (別紙(1)のとおり)
- 3 事業計画書 (別紙(2)のとおり)
- 4 添 付 書 類
  - (1) (元号)○○年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本  
(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。
  - (2) その他参考となる書類

別紙（１）

経 費 所 要 額 調

（単位：円）

区 分	総事業費 A	寄附金 その他の 収入額 B	差引額 A-B=C	対象経費 支出予定 額 D	基準額 E	選 定 額 (C, D, Eの いずれか少な い額) F	国庫 補助基本額 F=G	国庫 補助所要額 (G×補助率) H
地域自殺対策推進センター 運営事業費								

別紙（２）

事 業 計 画 書

地域自殺対策推進センター運営事業計画

ア 設置機関

センター名：
設置機関：

イ 人員配置状況

（ア）地域における自殺の実態把握（相談支援等を含む）担当者（人数： 人）

資 格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

（イ）自殺対策連携推進員（人数： 人）

資 格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

（ウ）自殺対策に係る情報の収集・分析、自殺対策計画策定担当者（人数： 人）

資 格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

ウ 情報収集等

（ア）地域における自殺の実態把握の計画内容

--

（イ）自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の分析及び提供等の計画内容

--



エ 連絡調整会議

(ア) 連絡調整会議メンバー

氏名	職名

(イ) 開催回数

回
---

(ウ) 管内関係機関・地域ボランティア等との連携計画内容

--

オ 市町村及び民間団体への支援

--

カ 人材育成研修

受講者数	研修内容
人	

キ 市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等の支援に対する指導等

--

ク 委託について（委託のある場合）

委託先名称	委託内容

所要額明細

地域自殺対策推進センター運営事業費所要額内訳

区 分	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
地域自殺対策推進センター 運営事業費		円	円		円	円
報 償 費						
報 酬						
賃 金						
給 料						
職 員 手 当 等						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
通 信 運 搬 費						
広 告 料						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事、指定都市市長 ○ ○ ○ ○ 印

(元号) 年度自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）の  
交付額変更申請について

(元号) 年 月 日第 号をもって交付を受けた標記補助金について、次のとおり  
交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申 請 額

変更後の所要額	金	円
既交付決定額	金	円
今回所要額	金	円

2 経費所要額調 (別紙のとおり)

3 事業計画書

4 添付書類

(1) (元号)○○年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類

(注) 3については当初申請の様式に準じて変更部分のみ作成すること。



番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事、指定都市市長 ○ ○ ○ ○ 印

(元号) 年度自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）の事業  
実績報告について

(元号) 年 月 日第 号をもって交付を受けた(元号) 年度自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

1 精 算 額 金 円

2 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり)

3 事業実績報告 (別紙(2)のとおり)

4 添 付 書 類

(1) (元号)○○年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

(注) 決算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類



別紙（２）

事業実績報告

地域自殺対策推進センター運営事業実績

ア 設置機関

センター名：
設置機関：

イ 人員配置状況

（ア）地域における自殺の実態把握（相談支援等を含む）担当者（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

（イ）自殺対策連携推進員（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

（ウ）自殺対策に係る情報の収集・分析、自殺対策計画策定担当者（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

ウ 情報収集等

（ア）地域における自殺の実態把握の内容

--

（イ）自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の分析及び提供等の内容

--



エ 連絡調整会議

(ア) 連絡調整会議メンバー

氏名	職名

(イ) 開催回数

回
---

(ウ) 管内関係機関・地域ボランティア等との連携計画内容

--

オ 自殺対策計画策定状況

・都道府県及び指定都市

策定年月日	改定年月日	計画名

・管内市町村

市町村名	策定年月日	改定年月日	計画名

カ 市町村及び民間団体への支援

--

キ 人材育成研修

受講者数	研修内容
人	

ク 市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等の支援に対する指導等

--

ケ 委託について（委託のある場合）

委託先名称	委託内容

所要額明細

地域自殺対策推進センター運営事業費所要額内訳

区 分	対象経費支出済額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
地域自殺対策推進センター 運営事業費		円	円		円	円
報 償 費						
報 酬 金						
賃 料						
給 付 料						
職 員 手 当 等						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
通 信 運 搬 費						
広 告 料						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。